田辺市地域活性化起業人（企業派遣型）
『養殖漁業を取り入れた漁業経営多角化実証事業』募集要領

この要領は、田辺市において総務省の地域活性化起業人制度（企業派遣型）を活用し、「養殖漁業を取り入れた漁業経営多角化実証事業」を展開するため、水産物の養殖に関する知見と実務経験をもつ人材を地域活性化起業人として派遣する企業（以下「派遣元企業」という。）を決定するに当たり、公募型プロポーザル方式により参加者から提案を受け、その内容を総合的に評価し、本市にとって最も優れた提案をしたものを協定候補者として選定するために必要な事項を定めるものである。

１．事業概要

本市と派遣元企業との間で、派遣条件等について協定を締結した上で、企業派遣型地域活性化起業人となる社員（以下「派遣社員」という。）を派遣すること。派遣された社員は本市において、そのノウハウや知見を最大限発揮し、業務に従事することとする。

（１）件名

田辺市地域活性化起業人（企業派遣型）
『養殖漁業を取り入れた漁業経営多角化実証事業』

（２）募集内容

別紙【田辺市地域活性化起業人（企業派遣型）『養殖漁業を取り入れた漁業経営多角化実証事業』募集内容】のとおり

（３）派遣期間

令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで

派遣期間終了後については、予算が成立したことを条件に本市と派遣元企業との協議の上、別途協定書を締結することがある。ただし、予算不成立その他の理由により協定を締結せず、本派遣を終了することにより本市又は派遣元企業に損害が生じても、相手方はその責めを負わないものとする。なお、派遣期間は、通算して３年を限度とする。

（４）企画提案を求める期間

令和９年４月１日から令和 12 年３月 31 日とする。

予算成立した場合は令和 10 年度以降についても派遣受入の継続を検討するため、本プロポーザルにおいて企画提案を求める期間については、令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで及び令和 10 年４月１日から令和 12 年３月 31 日までの（以下「参考期間」とする。）とすることとする。なお、派遣期間は、通算して３年を限度とする。

（５）費用負担

本市は、派遣元企業に対し、派遣に要する費用（給与、賞与、諸手当、健康保険・厚生年金保険・雇用保険・介護保険・労働災害補償保険の事業主負担分及び退職金引当に係る相当額（以下「給与等相当額」という。）並びに派遣社員の派遣期間中の甲の用務に係る経費（交通費・出張旅費・出勤等移動に係る費用等）相当額（以下「旅費等相当額」という。））を負担することとする。

（６）提案限度額

令和９年度　６，１００，０００円

（給与等相当額及び旅費等相当額とし、消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

また、参考期間の提案限度額は次のとおりとする。なお、消費税及び地方消費税の額を含むものとする。

令和10年４月１日から令和11年３月31日まで　6,100,000円

令和11年４月１日から令和12年３月31日まで　6,100,000円

（６）担当及び書類等の提出先

〒646-8545　和歌山県田辺市東山一丁目５番１号

田辺市農林水産部水産課　担当　富田（とみた）・閑陀（かんだ）

Tel：0739-26-9932　Mail：suisan@city.tanabe.lg.jp

２．参加要件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。なお、公募開始の日から結果通知の日までの間にこれらの参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

（１）三大都市圏（国土利用計画（全国計画）（平成20年７月４日閣議決定）に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。）に所在する又は三大都市圏外の指定都市、中核市及び県庁所在市（以下「指定都市等」という。）に所在する法人であること。

（２）水産物の養殖、生産管理、販路開拓その他養殖漁業の経営に関する事業実績を有する法人であること。

（３）地域活性化起業人制度の趣旨に賛同し、地域活性化起業人を本市に派遣すること。

（４）本市へ地域活性化起業人を派遣したことがないこと。ただし、前回の派遣が終了してから１年を経過している場合は除く。

（５）令和８年度田辺市物品等入札参加者登録名簿に登録されていること。

※田辺市物品等入札参加者登録者名簿に未登録の者が本プロポーザルへの参加申請を行う場合は、以下の書類を提出すること。

［提出書類］

ア　国税納税証明書（その３の３）

イ　印鑑証明書

ウ　登記簿謄本

エ　誓約書（別途様式）

ア、イ、ウについては、申請日以前３か月以内に発行されたものに限る。

（６）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定による一般競争入札の参加者の資格制限に該当しないこと。

（７）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。

（８）本プロポーザルの公告の日から契約までの間に、田辺市物品購入等契約に係る入札参加資格停止等措置要領（以下「物品等資格停止措置要領」という。）による資格停止措置を受けていないこと。

（９）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴力団員法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。

ア　暴力団員法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ　法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ　暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて本プロポーザルに参加しようとする者

（10）公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

３．選定スケジュール

公告	令和８年 11 月 12 日（木）
質問の受付期限	令和８年 11 月 24 日（火）17 時 15 分まで
質問への回答	令和８年 11 月 30 日（月）　予定
参加申請書受付期限	令和８年 12 月　７日（月）17 時 15 分まで
企画提案書等の提出期限	令和８年 12 月 17 日（木）17 時 15 分まで
審査	令和８年 12 月 25 日（金）　予定
選定結果通知	令和９年　１月　６日（水）　予定
派遣に関する協定書締結	令和９年　２～　３月頃　　予定
派遣開始	令和９年　４月　１日（木）

４．質問の受付

（１）受付期限

令和８年 11 月 24 日（火）

（２）提出方法

質問書（様式１号）に必要事項を記入の上、電子メールで提出することとし、電子メール以外での質問は受け付けないものとする。なお、質疑書の提出後は、電話による受信確認を行うこと。（電話による受信確認の受付時間は、受付期限までの平日の８時 30 分から 17 時 15 分まで。）

また、件名は「【質問】田辺市地域活性化起業人」とすること。

（３）回答方法

令和８年 11 月 30 日（月）（予定）までに質問者を特定することができないようにした上で、質問及び回答を田辺市公式ホームページで公表する。

５．参加手続き

（１）参加申請書等の提出

ア　提出期限

令和８年 12 月　７日（月）17 時 15 分　必着

イ　提出方法

電子メール、持参又は郵送

※電子メールで提出する場合は、全てＰＤＦ形式とすること。

ウ　提出書類

・参加申請書（様式２号）

・田辺市物品等入札参加者登録者名簿に未登録の場合は、以下の書類を提出すること。

［提出書類］

ア　国税納税証明書（その３の３）

イ　印鑑証明書

ウ　登記簿謄本

エ　誓約書（別途様式）

※ア、イ、ウについては、申請日以前３か月以内に発行されたものに限る。

（２）企画提案書等の提出

ア　提出期限

令和８年 12 月 17 日（木）17 時 15 分　必着

イ　提出方法

電子メール、持参又は郵送

持参又は郵送による場合は、ＰＤＦ形式のファイルをＣＤ等の媒体に書き込み、ウイルスチェックを行った上で提出することに加え、郵送の場合は、必ず受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

ウ　提出書類

・申出書（様式３号）

・企画提案書（様式４号）

・給与等相当額及び旅費等相当額の合計額算出根拠（任意様式）

エ　留意事項

・提出された企画提案書は、本プロポーザルの手続きにおける協定候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、田辺市情報公開条例（平成 17 年田辺市条例第 15 号）の規定に基づき取り扱うこととする。

・提出のあった企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

・企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本市が協定候補者の選定に必要と認める場合は、無償で使用することができるものとする。

・企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

６．選定方法

企画提案書に基づく提案及び派遣予定社員との面接（Web 会議システムを用いたオンライン）を行い、評価基準に基づく評価点の合計により選定する。その結果、評価点が最も高い者を協定候補者として選定する。なお、評価点が最も高い者が複数いる場合は、審査委員の合議により協定候補者を選定する。

（１）審査委員（予定）

関係者６名程度

（２）実施日

令和８年 12 月 25 日（金）予定

（３）審査

企画提案書等に基づいてプレゼンテーションを実施する。タイムスケジュールは提案者による説明（30 分）、質疑応答（10 分）の計 40 分とする。なお、企画提案書のⅣ派遣予定社員に関する部分は、派遣予定社員が説明を行うこと。

（４）留意事項

ア　出席者は１者あたり３名以内とし、本派遣を実施する際の責任者に想定している者及び派遣予定社員は必ず参加すること。

イ　実施時間など詳細については、参加申請書類記載の連絡担当者メールアドレス宛てに通知する。

ウ　パソコン等プレゼンテーションに必要な機材等は提案者が準備することとし、市役所で必要な機材等は本市で準備する。

エ　評価点の合計が７割未満の場合は、協定候補者として選定しない。

７．評価基準

以下の項目に基づいて評価を行う。

項目	評価基準	配点
業務理解 【１０点】	(1)　本市の漁業・水産業を取り巻く現状や課題をはじめ、本事業の目的を十分に理解した提案となっているか。	１０
企業実績 【１５点】	(1)　水産物の養殖に関する実績を有し、本事業を遂行する能力が認められるか。	１０
	(2)　水産物の流通や販路開拓、ブランド化等に関する実績を有するか。	5
提案内容 【３５点】	(1)　試験養殖魚種の提案理由が明確であり、本市海域の特性や市場性を踏まえた妥当な提案となっているか。	１０
	(2)　試験養殖の実施方法、スケジュール、データ収集・分析方法等が具体的かつ実現可能な内容となっており、養殖リスク（疾病、赤潮、海況変動、販路等）への対応策が適切であるか。	１０
	(3)　漁業者向けの技術研修や現場指導等が効果的な内容となっており、事業終了後の自走化が期待できる提案となっているか。	１０
	(4)　販路開拓に関する取組内容が、実効性のある的確な提案となっているか。	5
派遣社員 【２５点】	(1)　水産物養殖に関する十分な実務経験及び専門知識を有しているか。	１０
	(2)　プロジェクト推進能力、課題解決能力及び関係者との調整	１０

	能力を有しているか。	
	(3) 本事業及び本市に対する理解、意欲、熱意が感じられるか。	5
実施体制 【１０点】	(1) 派遣社員を支援する企業内のバックアップ体制や社内ネットワークが整備されているか。	１０
提案金額 (負担金) 【　５点】	派遣社員の勤務条件（勤務期間、月の勤務日数、１日の勤務時間）が異なる場合があり提案金額の単純比較ができないため、提案金額を 令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日の間の派遣社員の合計勤務時間で除した額（以下「基準額」という。）を比較し、以下の【計算式】のとおり評価する。 【計算式】 ５点（配点）×〈「提案金額÷合計勤務時間」（基準額が最低の事業者）／「提案金額÷合計勤務時間」（自社)〉 ※小数点第２位以下は計算の最後に四捨五入する。	5
合計【１００点】		１００

８．参加手続の無効

（１）参加者に次の行為があった場合は、本件において当該者が行った全ての参加手続を無効（選定対象から除外）とする。

ア　審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

イ　他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

ウ　協定相手方選定終了までの間に、他の参加者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

エ　提出書類に虚偽の記載を行った場合

オ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

カ　上記各号のほか、市の協定相手としてふさわしくない行為（物品等資格停止措置要領に規定される資格停止措置案件に該当する行為等）と判断した場合

キ　その他本要領に定めた参加資格を満たさなくなった場合

（２）前号の措置の決定は、審査委員会での審査を経て、市長が決定する。悪質な場合の措置については、その他の入札及びプロポーザル等への参加の制限、損害賠償請求等を含めて、審査委員会の他、必要に応じて工事等入札参加資格審査委員会又は物品等入札参加資格審査委員会の審査を経て、市長が決定するものとする。

９．選定結果の通知・公表

令和９年　１月　６日（水）頃に、参加者全員に選定結果を通知する。また、選定結果通知日以降に、下記項目について田辺市公式ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

（１）件名、事業概要、派遣期間

（２）協定候補者の名称、所在地、評価点

10．協定手続

（１）選定後、派遣元企業の担当者と派遣形態及び派遣期間中の勤務条件、費用負担等について協議を行い、協議内容に基づく協定書案を作成し、本市と派遣元企業で合意の

上、協定を交わし、派遣を開始する。

なお、選定時点において田辺市物品等入札参加者登録者名簿に未登録の場合は、速やかに登録申請を行うこと。

（２）選定された協定候補者が、特別な事情等により協定を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を協定候補者とする。

11．その他

（１）本要領に定める以外の地域活性化起業人制度の詳細は、総務省の「地域活性化起業人制度推進要綱」に定めるところによる。

（２）募集に対する応募に関する一切の費用は、提案者の負担とする。

（３）企画提案書及び見積書は、１者につき１提案に限る。

（４）参加者が１者の場合であっても、本プロポーザル方式は、成立するものとする。

（５）参加申請書を提出した後、企画提案書等の差替、訂正、追加、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。

（６）提出された申出書等の書類一式は返却しない。

（７）申出書等の審査内容及び審査経過は公表しない。

（８）審査結果について、一切の異議申し立てを出来ないものとする。

（９）提出書類は、公平性・透明性・客観性を期すため、必要により議会等に公表することがある。

(10) 本プロポーザルは、協定候補者の選定を目的として実施するものであり、提案内容を協定内容として確約するものではない。

(11) 参加申請書の提出後に辞退する場合は、書面（任意様式）により届け出るものとする。

(12) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第 51 号）に定める単位とする。

(13) 募集スケジュールに変更ある場合は、その都度提案者に通知する。